

くらしの情報

募集

県営住宅入居者

募集住宅／市内の県営住宅のうち新たに空き家が生じた住宅
受付期間／1月30日(金)、2月2日(月)・3日(火)
詳細は、1月22日(木)から受付機関が配布する申込みのしおりおよび募集一覧をご覧ください。

問合 (株)くれせん

東広島営業所

☎ (082) 424-4877



社会教育指導員 (会計年度任用職員)

社会教育に関する相談や指導など
対象 次のいずれかを満たす人
①社会教育主事の資格または教員免許を有する

②社会教育施設での勤務経験を有する

定員 1人

受付 1月19日(月)～2月10日(火)

申込 社会教育主事修了証書または教員免許の写しと市販の履歴書(写真貼付)を持参または郵送

問合 生涯学習課

☎ (082) 420-0979



園芸技術員 (会計年度任用職員)

園芸センター実証展示栽培作物の栽培や管理、補助など

場所 園芸センター

対象 普通自動車免許を有し、農業について高度の見識と知識を有する人

定員 1人

申込 市販の履歴書(写真貼付)を郵送

締切 1月23日(金)必着

問合 園芸センター

☎ (082) 433-4411



地域センター事務職員 (会計年度任用職員)

- ・地域センターの管理運営
- ・住民自治協議会など地元組織との連絡調整および地域活動の支援
- ・生涯学習の活動の推進

定員 3人程度

受付 1月19日(月)～2月10日(火)

申込 応募書類を持参または郵送

※申込書は生涯学習課で配布、市ホームページからもダウンロード可

問合 生涯学習課

☎ (082) 420-0979



お知らせ

証明書コンビニ 交付サービスの発行休止

日時 1月14日(水) 9:00以降終日
1月16日(金) 17:00～18日(日) 終日

問合 市民課

☎ (082) 420-0925



小・中学校臨時教諭・講師 (非常勤)

対象 教員免許を持ち、教育に意欲がある人

申込 市販の履歴書(写真貼付)と教員免許状を持参

問合 学事課

☎ (082) 420-0975



地域介護予防等活動 応援事業補助金

地域が主体となって実施する介護予防や生活支援活動に係る人材育成、事業の新規立ち上げ・拡大などの経費を補助します。

補助金額 住民自治協議会／10万円以内

自治会またはNPO法人、その他住民団体／5万円以内

受付 1月5日(月)～2月4日(水)

申込 郵送または持参

※募集要項などは地域包括ケア推進課で配布、市ホームページからもダウンロード可

問合 地域包括ケア推進課

☎ (082) 420-0984



事業主(給与支払者)の皆さんへ

「給与支払報告書」は税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和7年中に退職した人も含め、全ての給与受給者について市区町村へ提出が必要です。

【特別徴収を徹底しましょう】

原則として、全ての従業員の個人住民税は、事業主が給与から天引きし、納入します。

例外的に特別徴収ができない人がいる場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収切替理由書」の提出と「給与支払報告書(個人別明細書)」に特別徴収ができない理由を記載してください。

給与支払報告書を提出する際の注意事項は、市ホームページをご確認ください。

締切 2月2日(月)

問合 市民税課

☎ (082) 420-0910



市民ポータルサイトに ご登録ください

防災情報やごみ収集日のお知らせなどをメールやLINEでお届けしています



電気式生ごみ処理機の貸出 来年度予約受付を開始します

一部機種を最新モデルに更新
貸出期間／最大2か月

※使用に係る電気代は使用者負担

※貸出条件あり

※過去に2か月間利用した人は不可

受付 1月5日(月)から

申込 窓口または電話

※申し込み順のため、希望の時期に貸し出しできない場合があります

問合 廃棄物対策課

☎ (082) 420-0926



国民健康保険の 加入手続きはお済みですか

退職や引っ越しなどで健康保険に変更があるときは、14日以内に国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。

※別世帯の人が手続きをする場合は、委任状と窓口に来る人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です

問合 国保年金課

☎ (082) 420-0933



飼い犬猫と野良犬猫のこと

野良犬猫のすみかになる場所を作らないよう、無責任なエサやりや生ゴミの放置をしないようにしましょう。不妊去勢手術をするなど、飼い犬猫を適正に飼育しましょう。

問合 生活衛生課

☎ (082) 422-1048

みどり大好き活動支援事業

市内で森林整備や地域緑化を目的とした事業を実施する非営利団体に対し、助成を行っています。

内容 地域の森林整備事業、緑化活動を促進する事業、みどりや水に対する認識を深めるための普及啓発活動など

実施期間／4月1日～12月31日

補助率／事業経費の2分の1以内

※上限額10万円、千円未満切り捨て

申込 申請書(市ホームページからダウンロード可)を持参または郵送

締切 1月30日(金)

問合 市緑化推進委員会事務局(農林水産課内)

☎ (082) 420-0939



あんしんよろず1日相談会

弁護士・税理士、司法書士などで組織するボランティア「川の会」が無料で相談に応じます(1件につき30分以内)。

日時 1月24日(土) 10:00～15:00

場所 安芸津文化福祉センター

定員 8人(先着)

受付 1月5日(月)～22日(木)

申込 ウェブまたは電話、窓口

問合 市民生活課

☎ (082) 420-0922



福富乗合タクシーの調査運行

週3日(月・火・金)、1日3便(9:00～11:00・13:20発)で、利用者の自宅前から町内に設定する主要施設とバス停27か所を運行します。事前予約が必要です。

日時 1月5日(月)～2月27日(金)

申込 電話

(有)豊栄交通 ☎ (082) 432-2323

問合 県公共交通政策課

☎ (082) 513-2583

市交通政策課 ☎ (082) 422-1049



下河内墓園

河内町下河内10091-1

問合 河内支所地域振興課

☎ (082) 437-1109

中屋谷第1・第2墓園

河内町入野10424-2

問合 河内支所地域振興課

☎ (082) 437-1109



確定申告会場への来場を検討している人へ

令和7年分の所得税等の確定申告会場は2月16日(月)に開設します。

令和6年分以前の申告等について、税務署での相談を希望する人は、LINEまたは電話で事前予約が必要です(当日受付は行いません)。予約枠には限りがありますので、e-Taxを利用してぜひご自宅から確定申告をしてください。

*税務署の駐車場は台数に限りがあります。来場する際は公共交通機関をご利用ください。

*LINEによる事前予約は1月中旬に運用開始予定です

問合 西条税務署
☎ (082) 422-2191(代表)



国税庁 LINE アカウント



確定申告書等作成コーナー

税理士による無料相談会

日時 ①2月9日(月)・10日(火)
②2月23日(月・祝)
いずれも10:00~12:00、
13:00~15:00

場所 ①芸術文化ホールくらら
②広島テクノプラザ

対象 ①給与または年金収入のみの人で、確定申告が必要な人
②所得税、相続税など税金の相談をしたい人(申告書の作成は行いません)

定員 ①どちらも1日当たり計40人(当日先着)
②計24人(事前予約制)

申込 電話 ※②のみ

問申 中国税理士会西条支部事務局(税理士法人A会計事務所内)
☎ (082) 421-0333



申告に必要な書類を送付します

送付書類	内 容	送付時期	問い合わせ先
公的年金等の源泉徴収票	対象／令和7年中に厚生年金、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人 「ねんきんネット」の利用登録者は、マイナポータルで電子データでの受け取りが可能です。	1月中旬以降	厚年金事務所 ☎ (0823) 22-1691
社会保険料納付済額の通知	対象／令和7年中に社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)を支払った人	1月下旬	国民健康保険料／ 収納課 ☎ (082) 420-0912 介護保険料／ 介護保険課 ☎ (082) 420-0937 後期高齢者医療保険料／ 国保年金課 ☎ (082) 420-0933
国民健康保険の医療費通知	対象／各被保険者で医療機関などを受診した人またはその世帯主 通知に記載されていない医療費は、医療機関などの領収書をご確認ください。 ※マイナンバーカードをお持ちの人は、2月上旬(予定)にマイナポータルから医療費通知情報を取得し、e-Taxで利用することができます	令和7年 1～10月診療分 2月上旬(予定) 11～12月診療分 3月中旬(予定)	国保年金課 ☎ (082) 420-0933
後期高齢者医療保険の医療費通知	対象／各被保険者で医療機関などを受診した人またはその世帯主 通知に記載されていない医療費は、医療機関などの領収書をご確認ください。 ※マイナンバーカードをお持ちの人は、2月上旬(予定)にマイナポータルから医療費通知情報を取得し、e-Taxで利用することができます	令和7年 1～10月診療分 1月末頃(予定) 11～12月診療分 3月中旬(予定)	コールセンター ☎ 050-3385-1009 ※1月末頃に開設予定

福祉

聞こえない・聞こえにくい子どもたちとその家族のために

耳が聞こえない・聞こえにくい子どもは、手話を使って気持ちや思いを伝え合うことが、子どもの心や言葉の発達にとても良い影響を与えるという研究結果があります。市では令和元年度から、聞こえない・聞こえにくい赤ちゃんや子どもとその家族を対象に手話教室を開いています。この教室では、手話をを使った絵本の読み聞かせや楽しいゲームを通して、自然に手話を学ぶことができます。「手話って難しそう…」と思う人も安心して参加できます。

問合 障がい福祉課
☎ (082) 420-0180
FAX (082) 420-0181



申告に必要な書類を送付します



福祉

高齢者新型コロナウイルス感染症と高齢者インフルエンザの予防接種の費用助成は1月31日まで

問合 医療保健課 ☎ (082) 420-0936

接種には原則予約が必要ですので、医療機関へご相談ください。市外で接種する人は、事前に市へ申請が必要です。

持参 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや資格確認証など)

申込 医療機関(市ホームページに掲載)に直接予約

	高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種	高齢者インフルエンザ予防接種
費用	4,600円	1,500円
対象	①接種日に65歳以上の市民 ②接種日に60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳1級相当の重い病気のある市民またはHIVで免疫機能に重い障害のある市民	
無料になる人	対象者のうち市県民税非課税世帯や生活保護受給者など 接種するときにいざれかの書類を医療機関へ提示してください。 (ア) 無料証明書 ※ウェブまたは窓口(医療保健課、各支所・出張所)で事前に申請 (イ) 生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者を確認できるもの	

高額医療・介護合算制度

問合 介護保険課 ☎ (082) 420-0937 **問申** 国保年金課 ☎ (082) 420-0933

国民健康保険または後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用し、世帯の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が申請により支給されます。限度額などは市ホームページをご覧ください。対象と思われる人は申請書を送りますので、提出してください。

合算する期間(計算期間) /令和6年8月から令和7年7月までの12か月間

合算対象負担額/世帯の中で、基準日(令和7年7月31日)に同一の医療保険に加入している人が受けた医療と介護の自己負担額

*国民健康保険の場合、70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごと(入院・外来別)で1か月21,000円以上のものを合算し、70歳以上の人の自己負担額は全て合算します

*後期高齢者医療保険の場合、自己負担額は全て合算します

*高額療養費と高額介護(予防)サービス費の支給対象となる部分を除きます

申込 届いた申請書を国保年金課へ提出

*後期高齢者医療保険加入世帯へは1月下旬頃、国民健康保険加入世帯へは2月下旬までにお知らせします

*計算期間中、転入などにより新たに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入した人がいる世帯はお知らせの対象外となることがあります

*お知らせの対象外の人でも、基準を越える合算負担額がある場合は、申請することができます。その際、加入していた保険者の自己負担額証明書が必要となる場合があります



SMILE 障がい者スマイルボード

ピア・カウンセリング <ピア>とは仲間という意味。現在、肢体・内部・精神に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン

障がいのある仲間やピア・カウンセラーと近況報告や悩みを話します。今月はそば作りをします。

日 1月17日(土) 10:30～13:30 (参加費400円)

場 地域活動支援センターときわ

対 市内在住で18歳以上の障がいのあるひと

ピア相談 **※要予約**

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。
相談方法/自宅への訪問、来所

電話・ファックス・メールでの相談もできます。

問申子育て・障がい総合支援センター(はあとふる)

☎ (082) 493-6073 FAX (082) 424-3841

✉ hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp